

倉情・個審答申第22号

平成17年4月15日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 白井公平

平成16年9月24日付け介第755号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成16年7月9日付け介第452号で行った行政文書の部分開示決定」に対する異議申立てについての事案

## 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

## 第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成16年6月28日、倉敷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「平成15年度介護老人福祉施設事故報告書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「介護サービス等の提供に係る事故報告書1/2及び2/2のうち介護老人福祉施設において平成15年度中に発生した事故についての報告書」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第7号（事務事業の執行に関する情報）に該当する情報が含まれていることを理由として、これらの情報が含まれている部分を除いて開示する部分開示決定を行い、平成16年7月9日付け介第452号により異議申立人に通知した。

不開示とした部分及び理由は、次のとおりである。

- (1) 被保険者番号、被保険者氏名、家族氏名、住所、連絡先等、事故にあった被保険者を推測及び特定できるもの

条例7条第2号に該当

一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

- (2) 指定事業所番号、指定事業所所在地、名称、管理者の職・氏名など、事故報告のあった事業所名称等を推測及び特定できるもの

条例第7条第7号に該当

事故報告書は、介護保険施設等の介護サービス提供事業所において発生した事故等について、単なる事故の内容や経過報告ではなく、事故発生の事象を事業所のみ範囲内にとどめず、保険者（市）・介護保険サービス提供事業所・利用者（家族）で情報を共有することにより、事故後の迅速かつ適正な対応を行い、また再発防止のための改善策や取組みを検討し、よりよいサービス提供の実践を促す役割がある。

事故発生後、迅速かつ適正に対応し、改善策を講じ、再発防止に努めていると認め

られる場合において、公にすることにより、保険者（市）・事業所・利用者（家族）間の信頼関係を損ない、ひいては保険者（市）の適正な事務の遂行に支障をきたすおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、部分開示決定を不服として、平成16年7月16日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 条例第17条の規定に基づき、実施機関は、平成16年9月24日付け介第755号「諮問書」により、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書で主張する要旨は、概ね次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

実施機関が、不開示決定した指定事業所名称（以下「事業所名」という。）の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

実施機関は、不開示理由で事故発生後、迅速かつ適正に対応し、改善策を講じ、再発防止に努めていると認められる場合において、公にすることにより、保険者（市）・事業所・利用者（家族）間の信頼関係を損ない、ひいては保険者（市）の適正な事務の遂行に支障をきたすおそれがあるためと述べている。

しかし、事故報告書の筆跡から同じ施設が繰り返し事故を起こしている事実があり、死亡事故を起こしている施設もある。大切な身内を預ける施設が事故常習の施設では、安心して託すことができない。

介護保険制度に移行して介護老人福祉施設もある意味でサービス業になった。自分の不利になる場合も情報提供するのが責務である。

事故報告書は利用者が施設を選ぶ際の重要なポイントになる。

条例第7条第7号及び同条第2号の規定と知る権利のどちらを優先するべきか、利用者・家族の利益を優先するのか、条例を優先するのかの問題と考える。

これらを総合すれば、事業所名を公表したからといって、保険者（市）・事業所・利用者（家族）間の信頼関係を損なうことはない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

##### 1 事故報告書の提出根拠

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第37条及び関係省令の義務規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び介護保険施設において、利用者に対する介護サービス等の提供により事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び担当の居宅介護支援事業者に連絡し、必要な措置を講じなければならないこととなっており、介護保険サービス提供事業所に対して事故報告が義務付けられているものの、市町村に報告すべき事故の範囲・様式等については具体的に定められていない。

そのため倉敷市では、独自に「介護サービス等の提供に係る事故報告基準（平成15年2月28日）を定め、平成15年2月1日以降に発生した事故について、所定の事故の範囲及び様式により事故報告を求めている。

##### 2 事故報告書の公表の状況

倉敷市では平成16年6月、保健福祉委員会において、平成15年度集計「サービス種類ごとの件数・年齢構成・発生場所・事故種別・症状」を公表し、再発防止に向け事業所・利用者（家族）に注意喚起している。

##### 3 不開示理由

###### (1) 条例第7条第2号該当性

実施機関は、上記1 事故報告書の提出根拠に基づき、倉敷市の被保険者に対して介護サービス事業を提供していた際に発生した事故について事故報告書の提出を求めており、事故報告書には、事故にあった利用者の心身の状態及び事故の状況について具体的かつ詳細に記載されている。

そのため、事業所名を公表することにより、被保険者氏名を不開示とした場合であっても、事故の発生日時及び利用者の心身の状況や負傷の部位・程度などから個人を特定することが可能となる。特に倉敷市の被保険者の利用が少ない市外の事業所においては、容易に推測することが可能となる。

したがって、事業所名は条例第7条第2号に規定する他の情報と照合することによ

り、特定の個人を識別することができることとなるものに当たり、公表することによって個人が特定され、事故にあった利用者の心身の状態及び事故の状況等が明らかとなり、それは一般的に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報に当たる。

(2) 条例第7条第7号該当性

ア 事業所選択のため判断基準

介護保険制度が利用者自ら事業所を選択し、契約により利用する制度であるため、事業所名が公表された事故報告の内容が、事業所選択のため判断基準となり得る。

しかし、①事故の多くは偶発的に発生するものであり、サービスの種類・利用者数・年齢・要介護度・痴呆性高齢者等の割合や利用期間等によって、事故発生の危険性が事業所ごとに異なること②再発防止に向けた改善策が非常に質の高いケアを必要とするものであり、効果が現れるには中長期的な取組みが必要となること③事故報告書が、事業所の過失如何を問わず提出されていること④事故報告の内容に関して、事業者と利用者双方の意見調整等は行っていないことなどの理由により、事故報告書のみにより第三者から「事故を起こした問題のある事業所である」と評価を受けることにつながり、判断基準として公平性に欠けるため、利用希望者の適正なサービス及び事業所の選択ができなくなるおそれがある。

イ その他の弊害

事業所名の公表により、事業所が事故の発生件数を減少させようとするため、事故の危険性が高いと思われる人の利用が困難になるケースや、現に良好に利用されている人やその家族及び併設サービスの利用者までも不安にさせるなどの弊害も生じる。

したがって、事業所名を公表することは円滑な介護サービスの提供を妨げ、保険者(市)・事業所・入所者(家族)間の信頼関係を損なうこととなり、条例第7条第7号に規定する実施機関の行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

以上のことから、倉敷市情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当するため、事業所名を不開示とすることが妥当であると判断した。

## 第5 審査会の認定事実

審査会において認定した事実は、次のとおりである。

## 1 事故報告書の提出根拠

実施機関は、倉敷市を事業実施区域とする介護保険事業所に対し、独自に「介護サービス等の提供に係る事故報告基準」を定め、平成15年2月1日以降に発生した事故について、所定の事故の範囲及び様式により事故報告を求めている。

## 2 報告すべき事故の範囲

- (1) 倉敷市の介護保険被保険者が介護サービス等を提供していた時に生じた入院加療を伴う事故、死亡事故、損害賠償事故及び保健所等へ通報が義務付けられた食中毒、感染症等
- (2) (1)以外に市から報告を求めた事故
- (3) 過失の如何を問わず、介護保険法に基づき利用者に対し介護（支援）サービスを提供している間に生じた上記の事故が報告の対象となる。

## 3 報告の方法

### (1) 第1報の報告

事故発生後7日以内に、事故発生の概要について、ファックス又はEメールで実施機関へ送付することとなっている。

### (2) 第2報の報告

事故発生後1か月以内に、事故発生時の対応、今後事故を未然に防ぐための改善策等について、事故報告書を提出することとなっている。

なお、事故発生後1か月の時点では、当該事故が完結していない場合には、改善策等に合わせて、その時点での進捗状況や完結の見込なども改善策等の欄に記載することとなっている。

## 第6 審査会の判断

- 1 本件行政文書中、被保険者氏名、家族氏名など個人に関する記載は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるので条例第7条第2号に該当することは明らかであり、実施機関が同条同号を適用して不開示としたことは妥当である。

異議申立人は、条例第7条第2号に該当する内容については異議の申立てを行っていないと思われるので、異議申立ての内容は事業所名を不開示とした点にあると判断し、この点について検討する。

- 2 本件行政文書は、倉敷市が「介護サービス等の提供に係る事故報告基準」を定め、所定の事故の範囲及び様式により事故報告の提出を求めている以上、条例第7条第7号のいう実施機関の行う事務事業に関する情報を内容とした文書である。

ただし、本件行政文書は、事業所側の協力なくして事業の運営をなしえない性質の文書

であり、その内容は、事業所の事故報告に関する情報提出の協力を必要とする文書であると解する。

そして、社会福祉法人の営む事業は、入所者及び入所希望者を分け隔てなく適正に取り扱って運営しなければならないという事業目的を遂行しなければならない使命を有している。

したがって、事業所名を明らかにすれば、入所者そして入所希望者を分け隔てなく、適正に取り扱うことができなくなり、ひいては事業所の協力を得られないおそれがあるので、条例第7条第7号の「その他当該事務事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当するものと解するので、不開示は妥当である。

3 実施機関は、事業所名は、条例第7条第2号及び第7号の各拡張解釈により不開示の結論を出していると思われるが、当審査会の判断と結論的に異なるものではない。

## 第7 結論

以上の理由により、実施機関の決定は妥当であるので、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

### 1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 9月28日	諮問書の收受
平成16年10月 1日	不開示理由説明書の收受
平成16年11月 9日	第1回審査会
平成16年12月21日	第2回審査会 (実施機関からの事情聴取)
平成17年 1月31日	第3回審査会
平成17年 2月21日	第4回審査会
平成17年 3月29日	第5回審査会
平成17年 4月15日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 白 井 公 平	弁 護 士
副会長 西 浦 公	岡山商科大学法経学部教授
清 野 幸 代	弁 護 士
守 屋 明	関西学院大学法学部教授
黒 神 直 純	岡山大学法学部助教授